

空家・空地进行相続される方①

◇適正管理について

建物は人が住まなくなると急激に劣化します。放置されたままの状態が続くと、建物の倒壊やシロアリなどの害虫発生、火災のリスクなど、通行人や近隣住民への悪影響が懸念されます。

また、家自体の問題の他にも、犯罪の誘発による治安の低下や景観の悪化など、地域のイメージの低下にも繋がってしまいます。

特に、瓦の一部が飛散したり、樹木が倒れたりするなどして、他人に損害を与えた場合、損害賠償を問われる可能性もありますので、定期的な管理をお願いします。

また、笠間市では（公社）笠間市シルバー人材センターと連携し、空家の適正管理に関する協定を結んでおり、空家見回りや除草などの業務を受け付けておりますので是非ご利用ください。

受付窓口

本所 企業誘致・移住推進課
（公社）笠間市シルバー人材センター ☎ 0120-73-4680

空家・空地进行相続される方②

◇空家・空地の利活用について

笠間市では、市内の空家・空地进行有効活用し、空家所有者と移住希望者との橋渡しを進めることで地域の活性化を図る「空家・空地バンク制度」に取り組んでおります。また、その中で「家財処分」や「修繕」に係る費用についての補助金もありますので、お気軽に相談ください。

受付窓口

- 空家・空地バンク制度
本所 企業誘致・移住推進課
- 建物・土地の売却について
（公社）茨城県宅地建物取引業協会 ☎ 029-225-5300
（公社）全日本不動産協会茨城県本部 ☎ 029-244-2417

空家・空地进行相続される方③

◇税控除について

被相続人の居住用家屋の売却または被相続人居住用家屋とその土地の売却、または被相続人の居住用家屋を取り壊した後の土地などの売却をする場合、譲渡所得から3,000万円の特別控除を受けられます。

※ただし、相続時より3年以内に限る。

受付窓口

- 制度の概要について
水戸税務署 ☎ 029-231-4211
- 制度に関する証明書について
本所 企業誘致・移住推進課

空家・空地进行相続される方（市役所以外での手続き）

◇相続登記について（詳しくはP41、P42をご覧ください）

個人資産である建物や土地は、名義変更されていないと売買や賃貸をする際に契約ができません。また、登記を変更せず、放置しておくことで多数の相続人が存在するようになり管理責任意識の希薄化に繋がるうえ、それを解決している間にさらに相続人が増え、迷宮化してしまうため、速やかに登記の手続きを行いましょ。

※令和6年4月1日より義務化されます。

受付窓口

- 茨城司法書士会
☎ 029-225-0111（司法書士による無料相談会があります）
- 水戸地方法務局
☎ 029-227-9911（代表）